

令和4年度 第2回 藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2022年（令和4年）8月2日（火）午前9時半から正午まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

委 員：石渡代表、齊藤副代表、石井委員、飯塚委員、新城委員、
都築委員、向井委員、小野田委員、松井委員、八十島委員、
澤野委員、高山委員、佐藤委員、船山委員、沼井委員、
戸高委員、宮崎委員、露木委員、村松委員

計19名

事務局：池田福祉部長

子ども家庭課（金子、安田）

障がい者支援課（臼井、松野、真下、増田、鎌田、竹原、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

欠席者：5名

傍聴者：3名

1 開会挨拶（事務局：臼井参事）

2 資料確認（事務局：伊原）

3 議事

（石渡代表）

それでは議事に入らせていただきます。まず、報告事項です。計画検討委員会の実施報告について、事務局からお願いします。

（事務局：鎌田主査）

まずは、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の議事概要についてですが、事前資料でお送りしておりますので、細かい内容につきましては割愛させていただきます。内容として、同会議は協議事項として現行計画のモニタリングについてご意見をいただいていたことと、来年度、計画の見直しがございますので、それに先立ちまして、聞き取り調査のための事前情報記入シートを作成して、そちらについてもご意見をいただいていたというところです。

（石渡代表）

報告について、ご質問とかおありの委員の方、いらっしゃいますか。特によろしいでしょうか。では、報告事項の2番目、各専門部会の実施報告について報告をお願い

します。

(事務局：鎌田主査)

各部会の報告については、事前資料を配付させていただいております。こちらの内容についてご意見があればお伺いしたいと思います。

(石井委員)

最後のページの情報交換のところで、医療的ケア児の通学支援事業についてどのような情報提供があったかご説明いただきたいと思います。議題の最後にも医療的ケア児の支援について記述がございますが、この場ではなく、情報提供というのは、“この会議の前にこういうことが話されました”ということのお知らせかなと思いましたので、そこで何らかの情報があったのであれば、お聞きしたいと思います。

(齊藤副代表)

医療的ケア児の通学支援事業というのは、県で立ち上げているもので、スクールバスを利用してナースを配属する方法と、タクシーや福祉輸送など形は問いませんが、そういうものと個別に送迎をする際に医療スタッフが付くことに関して補助される仕組みが作られたということです。これは、情報提供はしたのですが、県でそういった政策を出してきただけで、市の予算の構成の時期に間に合わない時期に来ていますので、私の知る範囲では、今対応できている市町はありません。もし取り組むとしても来年度からというお話です。内容的にも、まだ十分ではないという意見が挙がっているところになります。

(石井委員)

了解いたしました。ありがとうございます。

(石渡代表)

その他、専門部会関連のことでご意見ご質問ある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。では、協議事項の1番目、令和4年度藤沢市障がい者総合支援協議会の関連図について、事務局からお願いします。

(事務局：鎌田主査)

こちらの関連図については、委員の方のご意見がございましたので、一部修正をいたしました。修正箇所を赤く表示しております。資料の上側の、総合支援協議会の枠の右側に行政関係の会議体の枠があると思います。その一番下に、発達障がい地域支援会議というものを追加させていただきました。この関連図の右下に、以前は相談支援部会のすぐ右横に関連会議ということで発達の同会議を載せておりましたが、前回会議の中でご意見いただきまして、実際に発達の支援会議の中でも委員にこの関連図を見ていただいて、図の中では、相談のすぐ右横よりも会議の特性を考えて、上に戻したほうがいいのかというご意見をいただきました。そのご意見を運営会議でもお伝えさせていただきまして、本日改めて昨年度までと同じような形で、発達の支援会議については、行政関連の会議のところの位置付けというところで戻しております。あと、全体的に赤くしている部分につきましては、

会議の名称につきまして、行政関係のところは、全て頭に“藤沢市”がつきますけれども、それを全て正式名称として記載すると長くなりわかりづらいというところで、“藤沢市”だけを外して、会議の名称に統一性を持たせて表示をしております。

(新城委員)

質問です。私は藤沢市視覚障害者福祉協会の新城ということで今参加をしていますが、藤沢市障害者団体連絡会の団体の代表としての参加という要素もあるように思います。私は、藤沢市視覚障がい者福祉協会の代表として参加しているのか、藤沢市障害者団体連絡会、障害福祉団体連絡会の代表として参加しているのか、どちらになるのかをお伺いしたいです。それから、昨年度、障がい当事者団体の人数を増やしてほしいと要望し検討してもらおうということで、数年来要望してきているところですが、関連図と関連してどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

まず、一つ目のご質問にお答えいたします。事務局といたしましては、昨年度、お願いをさせていただいている通り、障害福祉団体連絡会にご依頼をさせていただいて、委員をそこから推薦をいただいていると考えておりますので、新城委員のお立場としては、連絡会の代表という形で我々は考えております。

(事務局：松野主幹)

二点目のご質問について、委員の人数につきましては、昨年度ご意見をいただきまして、事務局のほうでも検討させていただいている段階でございます。その中で、本日の議題にある“障がい者総合支援協議会の在り方について”というところでご説明とご回答をさせていただきたいと思っております。

(都築委員)

今回、発達障がい地域支援会議が元の位置に戻ったということで、この案に賛成です。関連団体としましては、この形になったことに安心しています。発達障がいの支援体制は、専門性ととともに多くの関連機関とのネットワークが必要だと感じております。行政関連の会議の位置付けは、多くの機関と連携が取りやすいのではないかと、ということでこちらに賛成します。発達障がいなんですけれども、発達障がい手帳というものが無いことが原因なのかわかりませんが、各分野で発達障がいの人数の集計がなかなか出てこない現状があります。出てこないから無いということでは決してなくて、2020年の聞き取り調査の結果報告書の結果が出たときに、発達障がいの関連の問題が多数上がっていました。これは、発達障がいの人は見えにくい困難さがありますので、適切な支援が無いまま成長して、問題が多岐に広がっていくことが原因の一つにあると感じました。前回、参考資料として県から配られた資料がありましたが、“当事者目線の障がい者福祉”として、本人の意思決定が挙げられていますが、自閉症の人は、特有の学習スタイルがありますし、コミュニケーションにも障がいがありますので、自閉症の人たちの当事者目線や、本人の意思決定を理解するということが、簡単なことではないと自閉症の息子を育てていて、常に感じています。間違った理解で作られた環境で置かれて、引きこもりや自

傷、他害等の二次障がいや強度行動障がいに繋がってしまう人が多くいる現状があると思っています。早期療育や学齢期も重要ですし、成人期から親なき後、高齢期に向けての切れ目のない理解と支援が必要で、今、安心できる状態ではないな、というのを日々感じています。発達障がいの人の支援体制充実、計画にも前回の見直しのほうにも載っていたかと思いますが、発達障がいのある人への支援体制の充実、こちらには、専門性は勿論、様々な機関に散らばっている藤沢市の地域改題を各機関が連携して取りまとめて、課題解決の方向性を見定めることが必要だと思っています。この会議、発達障がい地域支援会議は、問題や課題を集約して、出てきた問題に対して課題を整理して優先順位を付けていくことができる拠点となる重要なものだと思います。こちらの会議が自閉症をはじめ発達障がいのある人やその家族が藤沢市で当たり前のように生活していけるためのものになっていくことを私どもは願っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと思います。以上です。

(石井委員)

協議会の中の構成員のところの、民生委員児童委員協議会のところは“障がい者部会の代表”ということに補足されておりますが、今のところ、障がい者部会の部会長としての出席ではなく、会長会からの会長として出席してください、ということで、私はこの会議に参加しております。障がい者部会の部会長がこういった会議に出たときに、会議の内容や経過のフィードバックが伝わりにくいということで、やはり会長が出席して、その会長がこの会議のことをきちんと会長会に伝えてくださるようになるということで、今回から私が西部地区の会長として出ております。私は今のところ高齢者部会に所属しておりますが、過去には4部会、児童部会、障がい者部会、それから高齢者部会、低所得者部会福祉部会というのがつきますけれども、そういうところに全員が所属するというところでありますので、4部会全部、私はできるだけ研修には出させていただいております。このことから、ここに障がい者部会の代表という補足がありますが、その代表として出席しているわけではございませんので、この表記については検討していただきたいと思っております。私たちがどのような形でここに参加しているのか、どういった目的として私たちがこの会議に出させていただいているのかも確認したいと思います。

(石渡代表)

民生委員という立場で、様々な分野を踏まえた上でこの支援会議にも参加していただいているということですので、名称についてはまた事務局に検討していただきます。その他、この関連図関連でご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、協議事項2番目の日中サービス支援型グループホームの定期報告及び評価について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

7月29日に皆様へ情報提供いたしました、神奈川県からの照会につきましてご報告及び今後の方向性の事務局案につきましてお伝えしたいと思っております。藤

沢市障がい者総合支援協議会では、昨年度から少しずつ日中活動支援型のグループホーム、日中サービス支援型ですね。グループホームの評価につきまして協議をして参りました。本来であれば、本日、皆様からいただいたご意見をもとにブラッシュアップした評価シートが出来上がっていたので、本日確定できるのではと考えておりました。しかしながら、7月28日に、神奈川県から日中サービス支援課型グループホームの事業開始スケジュール、それから事前調査表及び報告評価シート案などが県内各市町村にメールで配付されております。内容といたしましては、県として、地域ニーズに沿った事業所を増やしていくために、統一した書式で事前調査及び報告・評価を実施したいということです。本市といたしましては、昨年度、一昨年度、神奈川県に対しまして、どのような評価基準で事業所とやり取りをしたら良いのか、また、県として評価シートを作成していないのか、作成する予定はないのか、ということ投げかけていたのですが、県からの回答は、評価シートについては、作成する予定は無いと回答をいただいていた。このような県とのやり取りがあったこと、それから、本会議の委員の方々からのご意見がございましたので、今、これまでご意見をいただいていたように、藤沢市独自の評価シートを作成していくというふうなことになり、現在に至っております。事務局といたしましては、今回のことがかなり急なことだと受け止めていて、かつ、本会議の開催が8月2日と迫っていたことがございましたので、7月28日の時点で神奈川県には電話で問い合わせをしております。県の担当の方からは、県の文書の通り、統一した書式で今後進めていって、今回の案について、各市町村から意見をもらった上で正式な書式として活用していきたいという回答でした。ただ、本市といたしましては、委員の皆様にもご意見をいただく中で、時間と労力をかけて作り上げてきたものを無駄にはしたくないという思いがございます。ただ、県内市町村が神奈川県の手書式を使う中で、藤沢市だけが別書式というわけにはいかない現実的な問題もございます。今後についてですけれども、現段階では、神奈川県の手書式につきましては、まだ確定ではございません。これを踏まえ、事務局といたしましては、協議会の思いを何とか県に届けたいと考えております。つきましては、藤沢市障がい者総合支援協議会バージョンの手書式を、今回の手書式を藤沢市の考えということで神奈川県に届けることができると考えております。また、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、神奈川県の手書式、それから手書式に対しましてご意見をいただけないか、と考えております。皆様からいただいたご意見とともに、藤沢バージョンの手書式を藤沢市の意見として神奈川県に送りまして、他市町村のご意見と合わせて、より良い、また、使いやすい神奈川県統一手書式にしていただければという思いです。本日につきましては、現時点で我々がお送りした資料がもう29日という会議直前でしたので、現時点でお考えがある方につきましてはお聞かせください。今後ですね、神奈川県の手書式等に関するご意見・ご質問等につきましては、こちらからの情報提供のタイミングもございましたので、考えがまとまっていない委員もいらっしゃるかもしれませんので、本日以降、再度県の手書式をご確

認いただきまして、8月12日金曜日を締め切りといたしまして、ご意見いただければと考えております。本日については、まずは県の様式案についてご意見を伺いたいと思います。また、県に届けるという意味では、藤沢のバージョンのこの辺りを修正してもよいのではというご意見があれば、いただきたいと思っています。しかしながら、基本的には県様式案に倣っていかなければいけない状況は変わらないので、県様式案を中心に本日はご意見をいただければと思っています。

(沼井委員)

印象として、藤沢市の案で欠けているのは、余暇活動や外出の部分がなくて、実習生やボランティアの受け入れ等の記載も県の書式では十分にあるように見えました。ただ、藤沢市の案で注力したのは、感染症対策や防犯、防災の部分だと思います。虐待は研修の中に含めてもいいかもしれませんが、そういう部分が敢えて載せられていないのかわかりませんが、物足りないなと感じたところです。

(都築委員)

県の様式ですが、やはり、これも発達障がいの手帳がないことが理由なのかはわかりませんが、障がい区分のところで発達障がいという言葉は出てこないのだなと思いました。これは事前調査票のほうだと思いますが、知的障がいはあります。そこに区分とは別に、括弧で“うち車椅子利用何人”という補足があるので、精神障がいでも“うち発達障がい何人”と載らないものかと思いました。もう一つ、県に対する質問になってしまいますが、評価シートの9番に、相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況についてという項目がありますが、ここが何を指しているのか、前回の会議の時にも、相談支援のうち計画相談を入れたほうが良いという意見と、計画相談に加え総合相談や専門相談入れ込んだほうが良いという話があって今回、藤沢版には計画相談が入っていましたが、県様式の9番の相談というのが何を指しているのかが気になりましたので、質問です。

(石渡代表)

相談の表記に関わる質問と、発達障がいの分類というのをどう位置づけるかを県に確認してほしいということでしょうか。

(都築委員)

はい。発達障がいを入れてほしいと思っています。

(齊藤副代表)

今回の件は、要するに県がこれを取りまとめて全体を見回してみてもどうですかという話ではなく、藤沢として、いずれにしろ出来上がってくるこのツールをどう活用するかが大事かと思います。そのため、時間も手間もかかる話ですが、訪問をしていって実態を調査というわけではありませんが、共有させていただくという動きが必要かと思っています。その中で、グループホームの実態を正しく評価するための情報を集めることも大事だし、ここを大事にしてほしい、というメッセージを伝えられるかと思っていますので、そういった活用の仕方について、検討していく必要があるかと思っています。もし、そういうことが可能であれば、誰がやるかも含めて、

私も具体的なイメージはまだありませんが、検討していただければと思っています。

(村松委員)

質問ですが、今想定されることではなく、将来的なことも含めて、グループホームの共生型という介護保険と障がい福祉サービスの併用をしたグループホームということも可能性として、どのような形で考えられていますでしょうか。今後、使い方として、例えば65歳未満の時から障がい者であって、それ以降継続した場合には、介護保険の優先利用ということになっていますが、その併用の整理や、もし仮にそういった方が出てきた場合を想定して、どうお考えでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

そのことにつきましては、グループホームだけでなく、今、福祉の人材不足ということと、なるべく利用者の方々が、使い慣れたもしくは住み慣れた環境の中でお年を召しても似たような環境で過ごしていただければという考えのもとに、共生型のサービスにつきましては、介護保険課と協力しながら、少しでも広げられるように動いております。ただ、現実的には、なかなか障がいの事業所が介護保険の分野に進出していくというよりは、介護保険の分野の方々が障がいの共生型として取り入れていただいているような状況ばかりです。そのため、きっかけは本当にどちらからでもいいかなと思っていますが、この原因はおそらく指定上の関係や報酬の関係のところになかなか障がい分野の方々が手を出しにくい状況があると現場から声を聞いておりますので、そういったことも含めると、介護保険の分野の方々にご協力をいただくという今までの流れを踏襲しながら、少しでも拡大できればと考えております。

(松井委員)

県の様式案での書式統一については、その方針に賛成します。項目の過不足については追って確認しますが、これは、実際に協議会のほうで評価をしていくという各委員に求められる役割については、協議会は2時間程の会議になりますので、この項目一つ一つに要望・助言・評価などの欄が付いているので、これをどういった形で整理していくのか、というところに、協議会の外から何か意見を集約していくことが必要になってくるのかなと思いました。日中サービス支援型グループホームの事業内容のイメージ持たれている方、そうでない方と様々だと思うのですが、ここをどういうふうに各市町村のほうで、藤沢以外も同じようにやるわけですから、進めていこうと考えているのか、というのは今後の情報としてほしいなというのが一つと、藤沢市の様式について、この項目は押していきたいポイント等が事務局であれば教えていただければと思います。

(事務局：鎌田)

県の様式と、皆さんにご意見いただいて作り上げたもので最も違う部分として、各ケースの入居日等、利用者の方々の出入りを示したところがございます。こちらは、神奈川県の様式には全く出てこないような、藤沢オリジナルのものだと思っています。こちらについては、全県的にこれを扱っていくことは難しいかと思っています

が、推していこうと思っています。この書式を使ってどのように動いていくかということは、今後細かくご検討いただければとは思っていますけれども、こちらは県が採用しなくても、藤沢の中では使っていきたいところです。ここの出入りを細かく見ることで、グループホームの質は上がっていくと考えておりますので、その意味も含めて、神奈川県には、このシートを強く推していきたいと思っています。

(松井委員)

各委員のこれが始まった時の具体的な役割ややることについては、追っての検討だと思いますので、今日のところは以上で結構です。

(戸高委員)

日中支援型共生型事業ができた時に様々な論議があつて、私としてはグループホームというのは、少数4～5人で回しているものという認識があつた中、本類型は20人という多い枠で短期も入れるということで、これをグループホームとして扱うこと自体に違和感を持っていて、そういったことを自治体の協議会で報告をしていくというものがありながら、実質的にはどこも報告しておりませんでした。また、報告の在り方も事業所によって違い一貫性のないものであつて、今、グループホームで非常に問題になっているのは、新規の民間事業所参入が非常に増えてきている中、それらのグループホームが求められる内容についてどこがチェックしているのかも問題であつて、これらのことを協議会に報告する話を作っていないながら、国も何らやり取りをしていないという話を国担当者から聞きました。藤沢市や県の動きについての調査すらも国は何もしていないのかと思います。今回の県の動きについては、県としては実際にどのようなタイムスケジュールを検討しているのかがポイントであつて、今から検討して来年施行という話なのか、出来次第すぐ施行するものなのか確認したいです。平成30年にできた制度がこのまま放置されている状態であつて、現場は、神奈川県では二十何か所かできているように進んでいる状況で、本類型の地域のニーズとしては非常に出ているところです。施設としてのニーズと本当の実態がどうなのかという問題もありますので、早い意味で展開するというのと、協議会の中でどういう形で評価をするかについては、進め方をどうするのか早速論議が必要です。どのように実施、評価するかが問われていると思いますので、藤沢が仕掛けたことが反映されたかはわかりませんが、藤沢で論議したことは、それはそれで通していくべきかと思っております。

(事務局：鎌田主査)

まず、県の動きについて、現在県から送られているものは指定までの流れ、スケジュールのみです。今後いつまでに県が同件の内容を固めたいかについてはまだ確認できておりません。戸高委員の質問事項も含めて、藤沢の意見として届けたいと思っています。実際、我々としても藤沢市の中での評価につきましては、何をどのように、というイメージはございますが、まだお伝えできるほど固められているものはありません。ただ、評価の視点の参考になるような資料を集めるようなことや、事務局や委員の方も含めて現場の視察等が実施できればというイメージは持って

おります。では、このイメージ通りに実際に実施するかの是非については、まだ情報をお出している段階にありませんし、その点についても委員の方々から広くご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

委員各位、今の時点で何かございますか。よろしいですか。それでは、ここで休憩に入ります。

(休憩)

(石渡代表)

再開します。続いての協議事項は、障がい者総合支援協議会のあり方についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料5を用いて、総合支援協議会等のあり方についてお伝えしたいと思います。はじめに、障がい者総合支援協議会と計画検討委員会、専門部会等の組織と所掌事項については、効率的かつ効果的な施策の推進に寄与するよう、あり方の見直しを行いたいと考えております。まず、障がい者総合支援協議会の設置目的についてです。関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有することで、障がい者施策の推進等を図ります。そこから、障がい福祉に関する関係機関等の連携の緊密化や、地域における障がい者支援のための体制整備に関することの協議に繋げていくというところです。続いて、障がい者総合支援協議会の役割をお伝えします。障がい者支援協議会の役割として

- (1) 障がい者支援のための体制整備に関すること
- (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の策定に関すること
- (3) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理に関すること
- (4) 障がい当事者・家族・障がい福祉関係機関及び団体との連携に関すること
- (5) 障がい者支援のための福祉サービス等の総合調整に関すること

という5点がございます。現在の会議運営にこれを準えますと専門部会の総括、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画案の策定等に関すること、関連会議の情報共有や課題提起等ということになります。ここまでは確認です。ここからは、現状と課題その1といたしまして、本会議についてお伝えをさせていただきます。各専門部会が独自に検討した内容を報告し、質疑応答および承認を行ってまいります。協議会発信ではなく独自の取り組みであるため、本会議と各専門部会において、相互の情報交換、共有が円滑に行えているかの点に関しては、不足している部分もあるかと感じております。また、各専門部会における独自の検討内容を本会議において検討する際、効率的かつ効果的に施策を推進するため、ふじさわ障がい者プラン2026における位置づけを明確にする必要があると感じております。続きまして、現状と課題その2です。計画策定については、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画案の策定、進行管理を所掌していますが、計画検討委員会と協議

会の重複感がありまして、限られた時間に有効な施策提案実現を図る点からも整理が必要なのではないかと考えております。また、協議会の目的である施策の推進体制整備等の大局的な取り組みとの結びつきが弱くなっており、事業改善等が中心となっているように感じております。続きまして、現状と課題その3は、各専門部会についてです。市の課題をカテゴライズする形で、現専門部会はスタートしております。現在の専門部会の形になってからは年数が過ぎております。この間、法改正それから事業体の変更が生じているという、枠組みが変わってきていることもあり、当時の状況と少しずつ変わってきている可能性は否めないと思っております。専門部会での検討内容を協議会に報告し、質疑応答、意見交換等を行っておりますが、課題共有や重点課題の深堀、計画の進行管理との整合に課題があるように考えております。また、協議会の所掌事務としての課題検討と、今日的な課題として法改正等が進んでいく中で社会情勢も変わっていき、藤沢市内でも新たな課題は現場から上がってきている状況もありますので、そういった今日的な課題や年間テーマの整理や検討期間の設定が必要ではないかと考えています。こういった内容をお伝えするとともに本日は、部会のテーマ設定について細かい形の具体化に向け、まずは委員の方々から、総合支援協議会のあり方について現時点において、委員の方々が考えていらっしゃる協議会運営の運営方法や体制のあり方について、ご意見をいただければと思います。

(新城委員)

この障がい者支援協議会で検討する内容あるいは障がい者プランの見直しに関して私が以前から話をしていることですが、障がいを理解する上で障がいの個人モデルから社会モデルへ、特に差別解消法が施行されてから180度考え方が変わったということになっておりますが、藤沢市においては、私の知る範囲ではいまだ個人モデルの考え方に基づいて、施策の展開や見直しが進められているようにしか思えません。私なりに障がいの社会モデルについては勉強してきましたので簡単に説明しますが、障がいの個人モデルというのは、その障がい者自身が障がいを持っているという考え方に基づいてその障がいの個人の障がいをどうなくしていくか、というものです。つまり、そこにあるのは障がい者自身が障がいを解決する、あるいはその家族と一緒にその障がいを解決していくという視点です。それに対して障がいの社会モデルは、障がい者が障がいを受けているのは、社会こそが障がいを作っているからであり、社会の障がいをなくしていけば、個人の障がいはなくなるという考え方です。別の言い方をすると、障がいのためにできないことを知ってほしいのではなくて、どうすればできるようになるのかを考えてほしいと私は様々な場所で言ってきています。見直しのヒアリング聞き取り調査の内容についても、どのようなことができませんかということを中心に聞かれているものが大半で、どうすればできるようになるのかの視点が感じられません。その個人にある、例えば目が見えないという障がいはなくせなくても、社会にある障がいはなくせます。この視点を障がい者総合支援協議会や障がい者プランの見直しに盛り込まれているのか疑問に思います。例えばその聞き取り調査の内容の、障がい者の家族がいなくなったらどうし

ますかというような質問がありますが、我々の視覚障がい者の中で、既に視覚障がい者同士、あるいは一人で暮らす人がいます。家族はもうその別にいません。つまり家族による支援が無くても当たり前誰一人として取り残さない障がい者支援という視点が全く感じられません。また、視覚障がい者の雇用に関しても、長きにわたり事務職としての採用しか行っていない。視覚障がい者にとって事務職で採用されるってというのはどういうことなのか。増えるわけがありません。だから、行政自身が全く変わっておらず、その社会モデルの視点に立っていないと思っています。そのことをどう考えていき、どう施策を展開していくのか、ぜひ聞きたいと思います。

(石井委員)

私が民生委員児童委員としてここに出席させていただいている意義を考えてみたいと思いました。皆様は専門会議や当事者の会に入られていることからのご出席かと思いますが、私の場合は、そういう専門知識や専門施設に関連しているわけではなく、そういう視点を知ってから、私達が地域の中で相談施設に繋がってない方をどのようにお繋ぎできるかが私達の課題だと自分では思っています。ですので、ここに私が出席している意味を、専門的な立場の委員の方々はどのように捉えていらっしゃるのかということと、市の方でもこのところに民生委員がいた方がいいという意識の中にはどんなことがあるのかもお聞きしたいと思います。それで、私としては、私の担当の中でも非常に様々な病気や特性を持った方がいらっしゃいます。75歳の以上の高齢者だけではなく、若い人とかそれからお子さんの中にも、発達障がいや引きこもりの方、それから精神障がいを持っている方が、まだ相談の入り口にもたどり着けてなく悩んでいらっしゃいます。そして私達もどのようにお繋ぎするかという非常に難しい問題があります。また、ご本人様がそういう自覚がないためお繋ぎするのが難しいということも前段階であり、そこで専門職の方をお呼びしてケア会議をするのですが、専門知識を持った方がいてくださるとすごく助かるということもあって、この会議に出させていただいていますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

(村松委員)

やはり、まだ声が届いてないまま各地域で埋もれている障がい者の方は、たくさんおいでになると思います。特に私の関係で言うと、重度障がい者で、半年の間に死の直前まで進んでしまうような難病患者もいらっしゃいます。そのような方は、家族も含めて、そもそも行政に訴えてくる手段や時間も確保することが難しい方もいらっしゃると思っています。このことからすると、この協議会が、そういった方々を拾うネットワークとしてどう機能していくのかが当事者側からすると重要なことだと思います。そのため、例えば3ヶ月とか6ヶ月の間に病気が進行してその都度その障がいの程度も変わってってしまうという意味では新城委員の社会モデルの話も重要なことだということはもちろんそうだなと思いますが、私の立場から言うと、その医学モデルというか、自分の状況が変わってしまって、対応する支援のあり方も変わっていくことを考えると、複合的な要素が各個人の中にあるので、そこをどう間に合わすように支援していくのかというあり方のネットワークを常に

私も考えておりますので、この協議会もそのネットワークの中心としてあってほしいと希望しています。

(向井委員)

これは協議会のテーマとして適当ではないかもしれませんが、常日頃非常に困っていることとして、精神科特例というものが未だに存在して、利用者はもちろん、経営者もドクターもナースも困っています。入院している当事者もこの精神科特例が存続することによって非常に被害が大きく、その昭和33年の特例ができたときは、精神科病院を作るために非常に経営者にとってメリットがありました。今もう何十年も経って逆にそれが経営者にとっても良いものではない、社会的にも批判される的になっているのではないかと思います。ですから、この問題はこの協議会ですることではないのかもしれませんが、もう一点同じような観点で、日本の道路の歩道について、障がい者も健常者も共通ですが日本には歩道というのが非常に貧しい。道路の、かまぼこ上になった道路の一番いいところは自動車が走っており、歩道は、側溝の上に白線を引いただけで、そこを人間が歩くわけです。我々健常者でも歩きづらい傾斜になっている側溝の上ですから、杖で歩く方がそこを歩かなくてはならず、これはおかしいと思います。国際障害者条約ができましたが、何故この問題が議論されないで批准ができたのか。この二つの問題、この協議会でのテーマではないかもしれませんが、何かどこかで報告書の中に触れていただきたいと思っています。

(佐藤委員)

会議体関連図を見ながら、少し意見としてお伝えできればと思っています。現状と課題の2の計画策定については関連図でいうところの障がい者計画とか福祉計画の検討委員を指していると理解していますが、この関連図を見てもまだ複雑かなと思いますので、協議会はあくまで協議検討をする場ということを考えれば、もう少しシンプルにしていく必要があるかなと個人的に考えています。その2の当協議会と計画検討について整理することについては賛成します。

(齊藤副代表)

皆さんそれぞれのお立場での発言だと例えば障がい種別で言えば、ニーズもかなり違って、まとまった議論が難しいのは確かです。その中で今までの部会の組み立てというのは、市内の重点課題であるとして選ばれてきた部会の種類だと思っています。ところが重度部会にしても重心部会という名前から始まってもう10年経過していますので、ある一定の調査等を含めて、環境が変わってきたというところで一回区切りをつけたいということで話を進めております。ただ、そうは言っても問題が解決したということではなくて、どこの部会も課題はそのまま解決できても次の課題が挙がって絶えず動いているので、総合支援協議会としては、部会だけでは到底賄いきれませんが、他の関連の会議等との連携もありますが、そこではやはり、市内全体で起こっている全ての課題を一旦全部テーブルに乗せていくような作業が必要だと思っています。その確認の上で、計画検討等の方では今までのような事業のチェック機能に限らず、新たにこういう施策ができないかという踏み込んだ形での計画検討をする委員会にするべきだと思います。ですから、課題のチェッ

クとそういう提案については、協議会の方で行い、それを受けて計画検討の方で具体化していくというような役割分担をはっきりすべきだと思っています。部会についてもやはり、その都度短期間で目標設定をして結果を出していくことを重点に置きながら、そのときに必要と思われるものを、部会として扱っていくというような位置づけにして、長期的に必要なものについては別の会議体をオフィシャルで作っていくということも必要かもしれません。漏れなく進めるチェックを協議会で、その解決プランは計画検討で作っていくような連携の中で、その社会全体の環境を整備していくことが必要だと思っています。もう少し役割分担をはっきりさせたいという思いがあります。

(新城委員)

先ほど障がい者総合支援協議会の委員の人数についての説明はこの場でいただくというお話でしたが、回答はいただけますでしょうか。

(事務局：松野主幹)

この総合支援協議会のあり方ということで、皆様からご意見をいただいた上で事務局の方で検討させていただいて、今のままの形で次年度も継続するのか、もしくは委員の体制も変更するのかという部分をまず検討させていただきたいと考えております。その中で、新城委員から委員数の増についてご意見をいただいているので、それを含め、また皆様とまたご検討させていただきたいと思っております。

(高山委員)

計画検討委員会の責任ある立場にもおりますので、やはり同会議と総合支援協議会と両方の課題整理を同時進行で進める必要があると思っております。協議会の関連図の一番下のところに、共通基盤ということで藤沢型地域包括ケアシステムが土台にあるということが書かれています。これは、今日始まったわけではなく、この藤沢型のケアシステムというものが整理されたときから示されていると思いますけれども、共通基盤とありながら、ここと本当にどう繋がっているのか、それから本当にこの藤沢型地域包括ケアシステムがどのように展開しているのかが、市民含めどれぐらい共有できているのかが大きな課題だと感じております。もちろん、障がい者の総合支援協議会ではありますから、メインのテーマは、障がいのある方の地域生活ということが課題だと思いますけれども、広くは藤沢がどういう地域であるべきか、どうしていきたいかということが重要ですし、そのことは新城委員がおっしゃっていた、まさにご社会モデル、藤沢という地域をどういう地域社会にしていくのかに繋がっていくので、やはり原点に戻ってこの整理、繋がりも皆が同じく理解できるような共有できる形、言語化していくということも重要だと認識しました。

(新城委員)

今後の協議会の進め方はどうなるのかお聞かせください。

(事務局：鎌田主査)

12日までご意見を募り皆様のご意見をいただいた上で、次回の会議では、我々からこういうスタイルはどうかという案をお示しできればと思っています。その中で、またご意見をいただく中で、実際に来年度に向けて変えていくのか、現行のまま

なのかの結論を年度内に見出せればと思っております。

(石渡代表)

それでは、次第のその他ということで、医療的ケア時の保育施設での受け入れについて事務局からお願いいたします。

(事務局：金子補佐)

1点情報提供がございます。担当課は保育課となりますが、事務局からのご報告となります。参考資料で添付してあります、市内認可保育施設での医療的ケアが必要なお子様の受け入れについての資料をご覧ください。こちらの資料は、6月20日に更新されました、保育課のホームページを印刷したものとなります。記載の通り藤沢市内の保育園で医療的ケア児の受け入れが始まりますので、周知したいと思っております。受け入れ開始時期は今年10月からを予定しております。対象保育園は辻堂保育園、渋谷が原保育園、藤が丘保育園で、入園予定者の通いやすい、いずれか2園となっております。受け入れ人数は、今年については2名で2歳以上のお子さんで、保護者が就労等の理由により、保育の必要性があることが前提となります。対応できる医療的ケアの内容は、喀痰吸引、経管栄養、導尿、その他、主治医の指示のもと、保育園において実施可能な処置等で訪問看護師により定まった時間で、対応可能な医療的ケアが対象となります。また、受け入れの要件の1から5に当てはまるお子さんということで、かなり限定されている状況であります。こちらの協議会で話題に上がっている通り、保育園でも人材育成が課題となっておりますので、少しずつ対応できるお子さんの幅を広げていきたいということでスタートすることから目標としておりますので、ご理解の程お願いできたらと思っております。受け入れ時間につきましては、訪問看護師が対応できる時間で午前8時半から午後5時までとなっております。入園までの受け入れの流れにつきましては資料を参照していただきますと、通常と異なる点が、希望保育園施設の見学をしていただいた後、受け入れ検討会議というものを実施させていただいて会議の内容・結果を連絡して、入るか否かを保護者の方で決めていただいて、利用申し込みをした後、認定審査という形になっております。この件に関するお問い合わせに関しましては直接保育課へお願いいたします。

(小野田委員)

受け入れ要件の中で“座位がとれて移動が可能であり”ということが書いてありますが、私が思い浮かべる医療的ケアの方でこれに当てはまる方はほぼないかなと思います。それから、看護師が8時半から5時までずっといらしていただけるのか、痰の吸引が必要な方で例えば昼間の2時間だけで、後は吸引しなくていいというのは有り得ないので、その辺はどうなっているのかを伺いたいです。対象になるお子さんの対象像としては、具体的にどういう障がいや病気を想定されていますか。

(事務局：金子補佐)

保育課から具体的に私が確認をしているわけではありませんので少しずれてしまうかもしれませんが、医療的ケアだけがあるお子さんの想像が一番近いというところだと思います。寝たきりのお子さんの受け入れについて、今年に関しては現状難しいとい

うところになってきます。訪問看護師が定時で来る想定になりますので、今年に関しては常時看護師がいるということは聞いていないです。

(小野田委員)

納得できないというか、医療的ケアが必要と謳っておきながら、このような厳しい条件を出して、対象にできる人はほぼいないのではと思います。私が思い浮かべるのであれば、喉頭軟化症の方で、知的の問題なく走ったり歩けたり喋れたり、その気になれば自分で吸引ができるというお子さんぐらいしか思い浮かびませんが、2歳児で吸引が自分でできるのか。看護師が決められた2時間ぐらいの間で対応することでもいいのかどうかわかりません。

(事務局：金子補佐)

保育課の方も具体的なご相談が多々入ったところで医療的ケアの必要なお子さんの実態を今後見ていく中で受け入れの幅を広げていきたいという思いがあると聞いております。貴重なご意見ありがとうございます。

(石渡代表)

それでは事務局から、次第のその他でもう一件ありますので、お願いします。

(事務局：松野主幹)

昨年度の第4回総合支援協議会の中で、新城委員から2点のご意見ご質問を市に対していただいております。これに対してですね、担当各課の方から回答がありましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。まず1点目です。障がい者雇用に関してのモニタリング指数で、障がい種別ごとの雇用率を明示してほしいということと、種身体障がいの中でも、障がい種別を明らかにすることは重要であると考えているというご意見をいただいております。これに対しまして、職員課の方から回答がございましたので、ご報告をさせていただきます。回答です。雇用人数を障がい種別ごとに把握はしておりますが、視覚・聴覚など、種別ごとに人数を表記してしまうと、母数が少ないことから、個人が特定される危険性があるため、個人情報保護の観点で不安があると考えております。このため、職員課といたしましては、身体障がい、知的障がい、精神障がいの区分において人数をご提示させていただきたいと考えております。ただし、身体障がいにおける障がい種別については、障がい名を明記する形にしていきたいと考えております。という回答をいただいております。続いて、2点目のご意見ご質問についてご報告させていただきます。2点目は、災害時の要支援者名簿の作成について、町内会が受け取りを拒否している地区や、そもそも自治会が組織されていない地区にお住まいの障がい者の方が名簿に記載されていないという課題があるというご意見をいただいております。これに関しては、防災政策課と危機管理課両課に確認をさせていただきまして、回答をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。ご意見にもございます通り、現在自治会が名簿の受け入れを拒否している地区、もしくは自治会が組織されていない地区にお住まいの、障がい者や高齢者については、要支援者名簿のご案内は行っていない状況でございます。その理由について、そもそもこの制度の趣旨が、自治会町内会に要支援者名簿を提供し、自助・共助・公助のうち、共助を促進することを目的としてい

ます。共助の協力を得ることが難しい地区においては、現時点において名簿の編纂は想定しておりません。という回答です。ただし、危機管理課におきまして、毎年本事業の趣旨について、各自治体にご賛同いただけるように、各地区で開催されております、自治会連合会の総会等に出席して、未だ対応ができていない地区について協力をお願いしているところです。また、市といたしましては、地域の共助の有無に関わらず当然のことではありますが、全ての地区において公助を実施し、対応させていただきたいと考えております。

(新城委員)

納得できません。まず2番目について、まず大きな基本は、市民の命を守るのは行政の責任だと思っています。行政の責任において、避難行動要支援者名簿に例えば私が搭載されないということは、私の命を守らないということだと思っています。行政としてそれでよいのでしょうか。自治会がそういう取り組みをまだできないということは行政の取り組みが不足しているということだと思えます。今の話では自治会がやるものだから仕方がないということですが、それは行政としては無責任だと言わざるを得ないと思えます。次に1点目の身体障がいところで、障がいの種類を明記は控えたいという意味が全然わかりませんので、2点ともう再度答えをお願いします。

(事務局：松野主幹)

今いただきましたご意見は担当課にご説明させていただきますが、私の知りうる範囲でご回答させていただきたいと思えます。この要支援者名簿につきましては、個別避難計画の策定を現在災害部門の方で行っているところです。こちらでは、各地区に関わりなく、全ての方に対して対応させていただきますので、市としては、こちらでご対応させていただく形になると思えます。あくまでも、こちらの要支援者名簿については、地域の自助・共助の部分を促進する形で行った事業なので、今こういう形になっているという説明を受けております。次の1点目についてですが、障がい種別の記載をするということで、身体障がいでは何名というふうに書かせていただいた後に、例えばその中には内訳として、視覚の方、聴覚の方等という形で障がい種別を書かせていただき、人数については控えさせていただきたい、と回答を受けております。

(新城委員)

それだと不十分で、障がい者雇用は促進されないと思えます。

(事務局：松野主幹)

今いただいたご意見は担当の職員課にお伝えいたします。

(新城委員)

伝えるのはいいけど、伝えるのではなく総合支援協議会として働きかけることが大事ではないでしょうか。ただ伝えて、職員課がそれを理解できないからできませんという話で終わっていたら一向に変わらないと思えます。

(石渡代表)

納得はできないですね。1番目の個人情報保護がどうしてここで出てくるのかも納

得できないですし、このあたりのことも含めて今後協議会のあり方をどう考えるかということは継続して皆さんに議論していただきたいというふうに思います。協議会としては了解をしていないと私は認識しますし、個人の意見としてもそう思います。それでは、今日、ご意見を出せなかった方に関しては、8月12日までにということですのでぜひお願いをいたします。

(事務局：臼井参事)

次回の日程につきましては、11月15日火曜日、午前9時半からになります。場所は5階の5-1・5-2会議室を予定しております。先ほどの職員からの回答ですが、私どもも納得し出しているという状況ではございません。伝えるのみではなく働きかけはしていきますので、決して右から左に流してつもりはないのでよろしく申し上げます。これで閉会とさせていただきます。

(議事終了)